

令和6年  
霧島市

# 「わが家」の エンディングノート

大切な「わが家」を空き家にしないための  
「わかりやすい説明書」を作りました。  
あなた自身の“これから”を考えてみませんか？



名前

生前整理・断捨離ならお任せください！

# 買取専門店 ジュエルカフェ

「元気なうちに身の整理をしたい」「家族のために資産になるものを遺したい」

## 貴金属

おまとめ  
売りで  
買取金額  
UP!



でも、どこに頼んだら  
良いのかわからない...



全国直営 250 店舗展開 /  
ジュエルカフェにお任せください！

## ブランド品



## 時計



## 金券・切手・テレカ

テレカ  
1枚から  
OK!



書き損じ  
はがきでも  
お買取!

## 着物・骨董・洋酒



### ジュエルカフェ イオン隼人国分店

住所

〒899-5117  
鹿児島県霧島市隼人町見次 1229  
イオン隼人国分店 1F

1F 北側入り口 ATM正面

電話番号

0995-64-2451

営業時間

10:00 - 19:00



重たい・大量のお品物でも安心！出張買取も承ります！

# 終活とは、「人生の終わりのための活動」の略で、人生の最期を迎えるにあたって事前準備をすることです。

ご自身が亡くなってから、または不自由になって意思が示せなくなってからでは、家や家財の整理について、ご家族は困ります。

住人がいなくなり放置された家は、どんどん傷み、雑草や庭木が繁茂し、周囲に迷惑をかけるかもしれません。

残されたご家族が使用しない可能性が高ければ、ご自身が元気なうちに使用してもらえる方への売却等の意思表示をしておくことも大切です。

長年過ごした大切な「わが家」を管理不全な空き家としないため、この冊子を手にとられたのをきっかけとして、今後のことを考えてみませんか？



## 今住んでいる「わが家」の「終活」について、一度考えてみましょう。

### もくじ

第1章 わたしのこと	2
第2章 「わが家」のこと	5
第3章 財産について	7
空き家となる前に	10

不動産登記情報などの調べ方	11
空き家の相続	12
相続登記お済みですか？	13
もしもの備えをしましょう	14
空き家の管理、活用	16
空き家に関する各種相談先	17

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

令和6年1月発行

発行：霧島市建設部建築指導課

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

# 第1章

# わたしのこと



## わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

生年月日

名 前

大正  
昭和  
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道  
府・県

市・区  
郡

本 籍

電話番号 ☎ ( ) -

携帯電話番号 ☎ ( ) -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

# 相続について考えるために、

まずは **家系図**を書いてみましょう

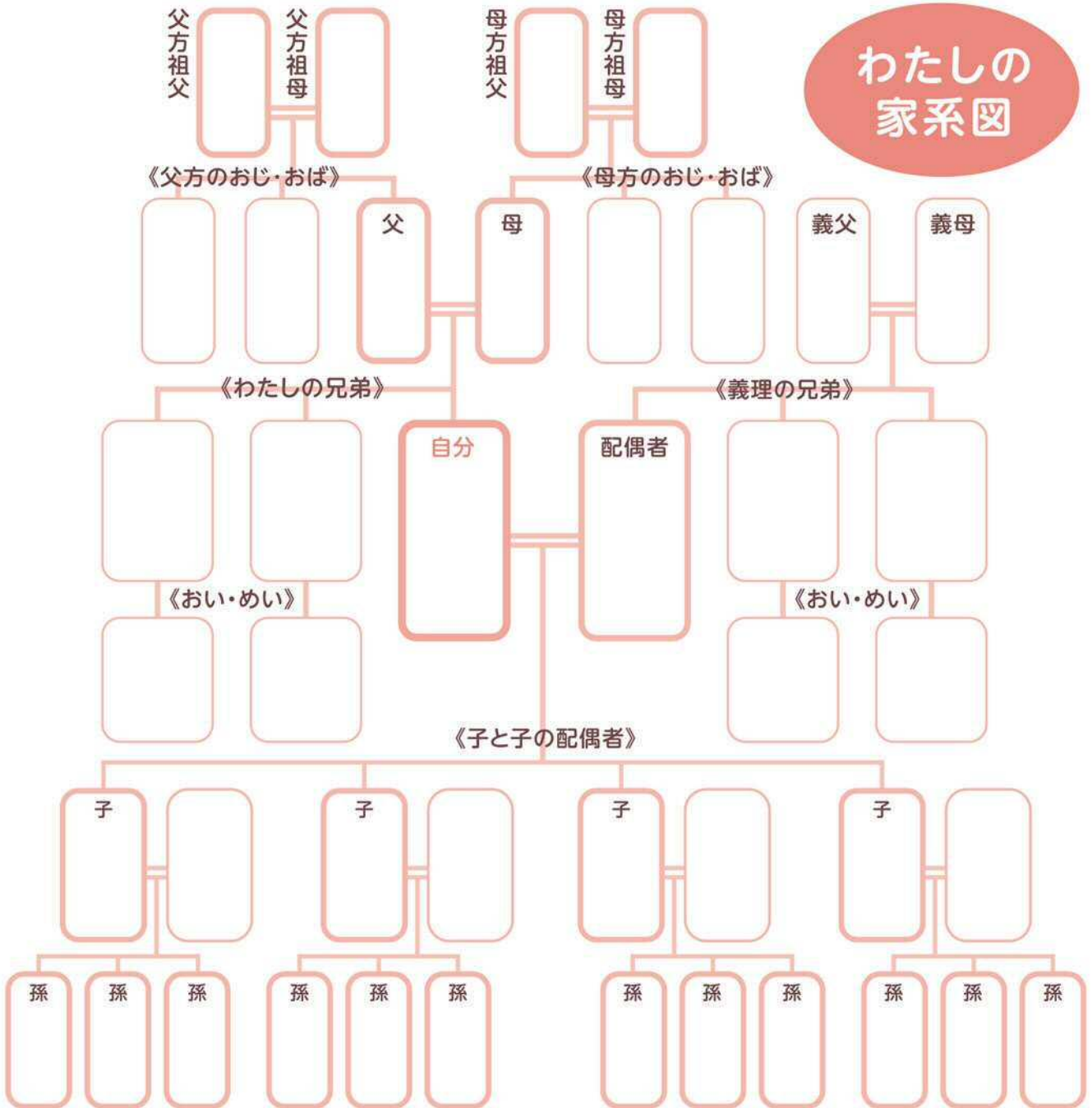


家族・親族

記入日

年 月 日

わたしの  
家系図



※わかる範囲で書いてみましょう。 ※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくといいでしょう。

# もしもの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	

NPO法人あさひ

# 終活サポートなんでも屋さん

終活のお悩みを一括サポート、最適なプロのご紹介

## 生活サポート

生前整理・福祉整理



みまもりサポート



終活セミナー



フラワーアレンジメント教室



整理収納業務・セミナー



有料老人ホーム紹介・案内



## 終活サポートなんでも屋さんのサポート内容

家財整理・遺品整理



特殊清掃・特殊消臭



不用品整理



清掃・ハウスクリーニング



買取(宝飾/家電家具)



不動産処分



他界後お片付け・死後事務手続き



### お片付けサポート

私たち終活サポートなんでも屋さんでは、終活にかかわるお悩みをまとめて一括でサポートいたします。

お葬式・葬儀(福祉葬/直葬)



葬祭扶助申請・サポート業務



永代供養・散骨



僧侶派遣(葬儀/法要)



お墓の処分



お仏壇購入・引越し・処分



## 葬儀サポート

納骨堂販売



手元供養



## 資産整理サポート

少額短期保険



遺言書作成



相続対策・相続手続き



エンディングノート作成



お気軽にお問い合わせください。

### NPO法人あさひ

〒891-0141 鹿児島市谷山中央5丁目32-10  
Email contact@npo-asahi.support  
TEL.099-204-7909 (株式会社P'5)



# 0120-437-420

午前8時～午後8時まで

ご相談  
無料



一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

## 第2章

# 「わが家」のこと



### 土地について

記入日

年

月

日

所有地	
所有者	
備考	
所有地	
所有者	
備考	

### 建物について

記入日

年

月

日

所有地	
所有者	
備考	
所有地	
所有者	
備考	



## わたしの思い

記入日

年 月 日

住まいのことについて、ご自身が生きている間は どうしたいですか？

亡くなった後は誰に何をしてもらいたいですか？

これからのことを考えてみましょう。

生きている間

亡くなった後



# 第3章

# 財産について



## 資産と負債

記入日 年 月 日

■ 不動産	所在地	名義人	持ち分	今後の希望
■ 預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
■ その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考

# 資産と負債

記入日

年 月 日

■ 借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
■ 生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
■ 公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
■ 個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	備考	

ご自身と住まいについて  
振り返りはできましたか？

次ページからは、  
もしもに備えた内容をご紹介します



# 空き家となる前に



## ① 家族で事前に話し合しましょう

誰に引き継ぐか、誰が管理するか決めておきましょう。生前贈与なども検討しましょう。

## ② 空き家維持に必要な経費の準備をしておきましょう

住まなくなっても光熱水費や固定資産税などの支払いは必要になります。また、どんな保険（火災・損害など）に加入しているか、確認をしておきましょう。

## ③ 登記事項や土地・家屋の図面を確認しましょう

相続登記が適切にされていないと、手続きに多くの時間や費用・労力がかかってしまいます。相続や利活用をスムーズに行うため、隣接する土地の境界確定図や、建築確認書類などがあるか、確認をしておきましょう。

## ④ 家財道具の処分を考えておきましょう

どのように処分するのか、処分の費用なども事前に調べておきましょう。

## ⑤ 遺言書を書いておきましょう

遺言書は、法定相続より優先される場合があります。

## ⑥ 自分で判断ができなくなった場合の準備をしましょう

任意後見人制度などについて検討しましょう。(14ページ参照)

## ⑦ 長く家を空ける場合は、ご近所にお知らせしましょう

入院や施設入所などでしばらく不在になるときは、ご近所や自治会の方に連絡をしておきましょう。できれば、本人や家族の連絡先を伝えておくとう安心です。

## ⑧ 「わが家」の“これから”について、考えてみましょう

空き家になってしまう原因や空き家の問題は、人それぞれです。エンディングノートに書き込みながら、じっくり考えてみましょう。

# 不動産登記情報などの調べ方

あなたがどのような財産(不動産)を所有しているかを調べて、書き出してみましょう。

不動産(土地・建物)については、所有者が保管している登記識別情報(登記済証)や市区町村から通知される固定資産税の納税通知書などにより、地番・家屋番号を確認することができますので、目的に応じて必要な書類を収集してください。

複数人で所有(共有)している場合は、自分の持分(所有割合)や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。また、土地や建物を貸している場合や借りている場合には、契約書の有無、登記の有無等についても確認してください。



## ●資料の確認方法(一例)

目的	必要な書類	請求先
自分が所有している土地 建物を調べたい	・固定資産税の納税通知書 ・固定資産課税台帳兼名寄帳	市区町村の固定資産税担当課  【霧島市の物件の場合】 霧島市総務部税務課固定資産税グループ ☎0995-64-0885
土地・建物の名義人を 調べたい	・登記識別情報通知(登記済証)	お近くの法務局 (霧島市の物件でも、お近くの法務局で 取得可能です)
地番・家屋番号を調べたい	または ・登記事項証明書 ・公図、地積測量図	
面積を調べたい		





# 空き家を放置すると様々なリスクが！



放置すると**特定空き家**に指定されることも

空き巣・放火など**犯罪の可能性**

近隣住民からの**苦情やクレーム**

## リスク回避のため、 空き家管理 しませんか？

毎月の管理を動画・写真付きでご報告！  
「不動産」を「負動産」にしないためにも、  
弊社の「空き家管理」をご利用ください。



### (株)ロータスホームの「空き家管理」プラン紹介

- |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------------------|
| <b>1 ライトプラン</b>               | 入院中や施設に入居中で、一時的に不在にする方へおすすめ    |
| ↳ 管理内容…郵便受けの確認や雑草除去など主に屋外の管理  | ¥ 5,500(月1回/30分)               |
| <b>2 スタンダードプラン</b>            | 遠方にお住まい等、ご自身で管理が難しい方は屋内の管理もお任せ |
| ↳ 管理内容…ライトプラン+全室通気・水通しなど屋内も管理 | ¥11,000(月1回/60分)               |
| <b>3 スタンダードプラスプラン</b>         | 月に2回の作業で屋内も屋外もさらに充実のプラン        |
| ↳ 管理内容…ライトプランとスタンダードプランの掛け合わせ | ¥14,300(月2回/30分・60分)           |

**おすすめポイント** >>> 弊社の空き家管理は、毎月管理レポートをお送りしております。  
どんなことをどんな風に行っているのか、写真・動画付きでご確認いただけます！

### 空き家のその後について 弊社では空き家の終着点まで一緒に考えます

売 買

賃 貸

リフォーム

資産活用

霧島市・始良市の空き家管理と空き家のその後でお悩みの方はお気軽にお問い合わせください



LOTUS HOME  
株式会社 ロータスホーム

☎0995-73-6101

お電話受付時間  
10:00~17:00

営業時間 9:00~18:00(水曜定休) FAX 0995-73-6102

所在地 鹿児島県霧島市隼人町真孝202-2 メゾン隼人2F

許可番号・加入協会▶宅地建物取引業者免許証 鹿児島県知事(1)第6413号/賃貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣(01)第006733号/鹿児島県宅地建物取引業協会/全国宅地建物取引業保証協会 鹿児島本部/日本賃貸住宅管理協会/霧島市商工会



HPIはこちら

# 空き家の相続

空き家になる理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、子どもがいない家庭が増え、相続権が複雑になるケースが増えています。

## 空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した..... 54.6%
- 2位 新築・建て替えした..... 18.8%
- 3位 中古住宅を購入した..... 14.0%

(国土交通省 令和元年空き家所有者実態調査を加工して作成)

## 不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。相続した不動産を売買するためには、相続登記を済ませておく必要があります。



### 登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないものが多い数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記をしようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

## 遺産分割協議

遺言が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることとなります。相続を放棄することもできます。



遺産

50%



配偶者

50%



子

相続放棄  
可能

## 突然降ってくる相続問題

所有者に子どもがいない場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ所有者の兄弟姉妹...のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によってはある日突然「会ったこともない親戚の空き家を相続させられる」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

## 離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、戸籍上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

専門家に  
相談を



特に相続人の関係が複雑な場合などは、司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。



# 相続登記お済みですか？



## そもそも相続登記って…？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

## 相続登記をしないと…？



### 手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

### 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

つまり、思い立った時に対応するのが**ベスト**です！

## 相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース  
※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

### 相続の発生

### STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

- ① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書  
[ ●被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本  
●新たに相続人となる方の戸籍謄本 等 ]
- ② 相続人全員の住民票の写し
- ③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)
- ④ 委任状(代理人が申請する場合)

### STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

[ 手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。  
※委任状必須 ]

法務局HPよりダウンロードが可能です！

### STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも「**未来に繋がる不動産の相続登記**」をお忘れなく！

詳しい手続きは法務省HPまで

# もしもの備えをしましょう



家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。厚生労働省の発表では2025年には高齢者の5人に1人が認知症を発症する恐れがあると予測しています。認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。本人が判断能力を失った後は、家族であっても本人の代理はできませんので、特に注意が必要です。

## 成年後見制度

## 任意後見人と法定後見人

備えて  
大切ね!



後見人には、任意後見人と法定後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるように契約において設定することが重要になります。



所有者に意思判断能力がある時に定める

### 任意後見人



所有者に意思判断能力がなくなった後に選任される

### 法定後見人

後見人が  
空き家を売却  
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限り、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。

## 遺言

## 相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による  
相続は  
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

## 民事信託

認知症等で判断能力がないとみなされると、不動産の売却等、資産の管理や活用ができなくなってしまいます。「いざというときは家族に任せよう」と考えていると、たとえ家族であっても他人名義の資産は通常、売却・処分ができないため、「空き家の発生」の原因になってしまうことがあります。そのため、本人が元気なうちに、もしものときに備えて資産の管理方法について決めておくことが重要です。**民事信託は有効な管理方法の1つ**です。信託といえば、投資信託等の営利目的で、信託銀行や信託会社が関与する「商事信託」が一般的に知られています。一方「民事信託」は、**営利を目的とせず、資産の管理や活用を家族や親族等の信頼できる人に託す制度**です。



### 民事信託とは



#### メリット

- 生前から場合によっては、二代先、三代先までの財産管理が可能
- 財産ごとに受託者を選べるなど、遺言や成年後見よりも柔軟な財産管理が可能
- 共有不動産にともなう相続トラブルの回避が可能 等

#### デメリット

- 受託者が負う責任や義務が多い
- 身上監護権※がない
- 税務手続きが増える 等

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為を行う権利

民事信託を活用することで、認知症などによる資産凍結や相続トラブルを回避し、「空き家の発生」の予防につながる可能性があります。ただ、民事信託はあくまでも財産を管理する手段の一つであり、個人のニーズや資産の状況によっては適切な手段ではない場合もあります。



**民事信託の手続きや活用方法等の詳細については、必ず弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。**

# 空き家の管理、活用

空き家の適切な管理や活用には早めの対処が鍵です！  
賃貸や売却も視野に入れた総合的な判断を

家にはそれぞれ思い出が残っており、なかなか整理できずに空き家のまま時間が過ぎてしまう場合がありますが、管理が行き届かない空き家は老朽化が進み、破損・倒壊など危険な状態になる場合があります。

他にも草木の繁茂や虫・動物の発生等、様々な影響を及ぼす可能性があります。

将来を見据えて「マイホーム」をどうするか考え、早めに対処することが大切です。

管理が行き届かない空き家となって近所の方々にご迷惑を掛けることが無いよう適切に管理、活用しましょう。

Qよく寄せられる相談



## 樹木・雑草の繁茂

- 枝が道路にはみ出し、通行の妨げになっている
- 枝が敷地を越境し、落ち葉の処理に困っている
- 雑草が繁茂し、害虫が発生している



## 家屋・工作物の老朽化

- 屋根や壁が崩れそう
- 庭木が伸びてブロック塀を圧迫し、崩れそうになっている
- 空き家の一部が飛散してきた



## 防犯・防災・衛生上の不安

- 放火されて、我が家に延焼しないか不安
- 不審者が出入りしているのではないか
- 蜂が巣を作っていて危険
- 動物が棲みついている

**空き家**の状態では、**固定資産税が高くなる**可能性があります。

平成27年度の税制改正により、適切な管理が行われていない空き家の敷地に対して、住宅用地の特例措置は適用されないことになりました。つまり、空き家を放置しておくと、固定資産税が高くなる可能性があります。

**空き家**を放っておくと、かえって**お金**  **がかかる？**

人が住んでおらず、メンテナンスを行っていない住宅は傷みが早いため、いざ空き家を活用しようと思っても改修や修繕、雑草の除去、害虫駆除等で多額の費用がかかってしまい、資金繰りに苦労したり、諦めなければならないことがあります。

マイホームは放置せず、適切に**管理活用**しましょう！ 

# 空き家に関する各種相談先等は 以下をご参照ください

## 現状のままにしておきたいと お思いの方

適切な維持管理をお願いします。

霧島市 建設部建築指導課  
建築指導グループ  
☎ 0995-64-0954



なお、遠方にお住まい等、ご自身での維持管理が難しい場合は、(公社)霧島市シルバー人材センターに依頼することができます。(有料)



(公社)霧島市 シルバー人材センター  
☎ 0995-42-8585

## 相続や登記等についてお困りの方

建物の権利関係や相続、登記等に関し、無料の相談会も実施しております。

鹿児島県 司法書士会  
(所有権移転登記・抵当権設定登記など)  
☎ 099-256-0335



鹿児島県 土地家屋調査士会  
(境界確定・住宅家屋証明など)  
☎ 099-257-2833



## 空き家を修繕、解体したいとお思いの方

リフォーム、解体工事を行う業者の紹介も行っています。

(一社)鹿児島県 建築協会  
☎ 099-224-5220



(一社)鹿児島県 解体工事業協会  
(解体のみ) ☎ 099-251-103



(株)クラッソーネ(解体のみ)  
霧島市版解体費用シュミレータ



## 貸してもよい、売ってもよいと お思いの方

不動産の賃貸、売買に関し、無料の相談会も実施しております。また、業者の紹介も行っています。

(公社)鹿児島県 宅地建物取引業協会  
☎ 099-252-7111



(公社)全日本不動産協会 鹿児島県本部  
☎ TEL:099-813-0511



霧島市では、「空き家バンク」及び「空き店舗等ストックバンク」を開設しています。

これは、売却・賃貸を希望する人の空き家等に係る不動産情報を登録申し込みしていただき、現地調査の上で市役所のホームページなどで広く公開し、購入・賃貸を希望する人に情報を提供するものです。

### 空き家バンク

霧島市 企画部地域政策課  
中山間地域活性化グループ  
☎ 0995-45-5111 (内線1543)



### 空き店舗等ストックバンク

霧島市 商工振興課  
商工観光政策グループ  
☎ 0995-64-0912



霧島市では一定の条件を満たす老朽危険空き家の解体を行う場合、補助制度があります。**事前調査が必要**ですので、お問い合わせください。

霧島市 建設部建築指導課  
建築指導グループ  
☎ 0995-64-0954



このほか、一部の金融機関では、空き家対策に関連する融資制度もあります。詳しくは、各金融機関にご相談ください。



メモ

# あなたの不動産 売りたい!! と思ったら、 ご連絡下さい。

・ 査定無料 ・ 秘密厳守 ・ 買取も随時行っております。



株式会社  
**さんくすホーム**

霧島市隼人町内山田1丁目7番10号  
**☎0995-40-9332**

鹿児島県知事免許(1)第6376号

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員 (一社)九州不動産公正取引協議会加盟

(公社)全国宅地建物取引業保証協会 小屋STYLE® 商標登録済 第6720497号

LINE さんくすホーム  
公式 LINE QRコード



## ラストメッセージ Last Message

大切なあの人に映像で  
感謝を伝えませんか？

言いたいこと  
言えなかったこと  
言いづらいこと  
自分の声で…

DVDとYouTubeで  
遠方の方にもお届け

※YouTubeは「限定公開」で限られた人のみご覧いただけます。



料金: 50,000円 (税込55,000円)

撮影・編集・DVD1枚・YouTube代込

問合せ先: (株)さんくすホーム

**0995-40-9332**

霧島市・鹿児島市の相続のことなら

# 山口総合法律事務所にご相談ください

相続は人生の中で何度も経験する事柄ではありません。  
その為、財産を遺される方も相続される方も  
様々なお悩みやお困り事を抱えている方が多くいらっしゃいます。

## あなたもこんな相続のお悩み、抱えていませんか？

- ☑ 遺言書で自分の意志を残したい
- ☑ 相続トラブルにならないよう事前準備しておきたい
- ☑ 相続の権利問題や手続きのことで悩んでいる など

当事務所は長年、地域に密着して多数の相続問題に携わってきた経験を元に、生前の準備から相続時の問題まで、依頼者が抱える相続に関するお悩みを解決へと導きます。

### 生前対策

のご相談・お手伝いは  
お任せください

土地・建物の現状確認に伴う調査～権利関係の整理から、遺言書作成や節税対策などのご相談も承ります。

#### 遺言書作成

遺言書を残すことはトラブル防止や自分の意思で遺産の遺し方を決める際に有効です。遺産分割に関するご相談もお任せください。

#### 節税対策

生前贈与などで事前に財産整理を行うことで、状況により相続時に節税できる場合があります。依頼者に合った節税対策のお手伝いをいたします。

#### 納税資金対策

相続される方の納税負担を軽減するためにできる事前準備のご相談も承ります。

これから相続される方は  
相続登記(不動産の名義変更)をお早めに

2024年4月より相続登記が義務化されるため、お早めの相談をお勧めします。その他、相続に関するお悩みやトラブルなどなんでもご相談ください!

## 相談料無料

お気軽にお問い合わせください。

霧島支所

☎0995-73-4461

鹿児島本所

☎099-222-9951

電話受付時間 平日9:00~18:00

事前予約により夜間・土日祝のご相談も承ります。

弁護士法人  
山口総合法律事務所

営業時間 平日9:00~18:00

霧島支所

〒899-5117 鹿児島県霧島市隼人町見次1300番地2 ドラゴンポート88 (京セラホテル横)  
JR日豊本線「隼人駅」から徒歩10分

鹿児島本所

〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町12-17 コーナーフェイス小田2階  
鹿児島市電「市役所前駅」から徒歩3分

ホームページ

